

お申し込みの前に必ずお読みください。

(株) 南アルプスゲートウェイ 国内手配旅行 取引条件説明書面

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部です。契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、株式会社南アルプスゲートウェイ（以下「当社」といいます）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と国内手配旅行契約（以下「契約」といいます。）を締結することになります。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。また契約内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか下記条件、出発前にお渡しする契約書面（確定書面）及び当社標準旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

1. 旅行のお申し込み方法

- (1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定の事項を記入のうえ次の定める申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

宿泊付旅行		日帰り旅行	
旅行代金	申込金 (おひとり)	旅行代金	申込金 (おひとり)
30,000 円未満	6,000 円	10,000 円未満	3,000 円
30,000 円以上 60,000 円未満	12,000 円	10,000 円以上 30,000 円未満	6,000 円
60,000 円以上 90,000 円未満	18,000 円	30,000 円以上 90,000 円未満	9,000 円
90,000 円以上	旅行代金の 20%		

- (2) 当社に通信契約の申込みをしようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

2. 手配債務の終了及び手配代行者

- (1) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、国内手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）を支払わなければなりません。
- (2) 当社は、国内手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

3. 契約の成立時期

- (1) 当社は当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、ホームページ・ご予約内容確認書に記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 通信契約によって契約を成立させるときは、当社約款第7条第2項の定めにより契約が成立します。
- (3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約責任者が契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日まで、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. 契約成立の特則

- (1) 当社は、契約責任者と国内手配旅行契約を締結する場合において、第1項の規定に関わらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

- (2) 前号の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前号の書面において明らかにします。

5. お申込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等、その他反社会的勢力であると判明した場合は、手配をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、あるいは手配をお断りさせていただく場合があります。
- (4) 当社は、本項(1)(2)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)はお申し込みの日から、(2)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面の交付

- (1) 当社は、国内手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下、「契約書面」といいます）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2) 前号本文の契約書面を交付した場合において、当社が国内手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

7. 旅行代金のお支払い

- (1) お客様は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

8. 旅行代金について

- (1) 旅行代金とは当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金をいいます。
- (2) 旅行業務取扱料金は別表の旅行業務取扱料金表に則ります。
- (3) 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます）と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、(4)、(5)に定めるところにより速やかに旅行代金の精算を行います。
- (4) 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、お客様は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- (5) 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、お客様にその差額を払い戻します。

9. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の国内手配旅行契約の内容（以下、「契約内容」といいます）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。
- (2) 前号のお客様の求めにより国内手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該国内手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。

10. お客様による任意解除

- (1) お客様は、いつでも国内手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- (2) 前号の規定に基づいて国内手配旅行契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

11. お客様の責に帰すべき事由による解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、国内手配旅行契約を解除することがあります。
 - 1) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

2) 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

3) お客様が第5項(2)、(5)及び当社約款第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。

- (2) 前号の規定に基づいて国内手配旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

12. 当社の責に帰すべき事由による解除

- (1) お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、国内手配旅行契約を解除することができます。
- (2) 前号の規定に基づいて国内手配旅行契約が解除されたときは、当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金をお客様に払い戻します。
- (3) 前号の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

13. 添乗員等

- (1) 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
- (2) 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- (3) 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。
- (4) 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

14. 当社の責任

- (1) 当社は、国内手配旅行契約の履行に当たって、当社又は第2項の規定に基づいて手配を代行させたもの（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

15. お客様の責任

- (1) お客様の故意・過失・法令・公序良俗の反する行為もしくはお客様が当社約款を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、国内手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利、義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

16. 国内旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。

17. 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、契約書面等に明示した日となります。

18. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) このほか、当社では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小

限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

19. その他

- (1) 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。旅行契約等に関してご不明の点がある場合、最終的には旅行業務取扱管理者が説明いたします。
旅行業務取扱管理者：二村達
- (2) 当社では、金融機関への振込手数料はお客様の負担とさせていただきます。
- (3) 航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイレージに関する責任は当社では一切負いません。
- (4) 航空会社での受託手荷物は制限を超えた場合、超過手荷物料金が必要となります。方面や航空会社によって超過手荷物料金は異なりますので、ご自身でご確認をお願いします。
- (5) 航空機への搭乗手続きは余裕を持って行って下さい。予告なしに出発時刻が変更される場合もございますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認ください。

旅行企画・実施

山梨県知事登録旅行業第 2-301 号
一般社団法人 全国旅行業協会会員

株式会社 南アルプスゲートウェイ

〒400-0221 山梨県南アルプス市在家塚 992-1
TEL：055-269-5681 FAX：055-269-5683
電話受付時間：9:00～17:00（月曜日を除く）
ホームページ：<http://minamialps-gateway.com/>
Mail：minami-alps@oriconsul.com